

インフルエンザによる出席停止と出席停止期間証明書について

インフルエンザに罹患した場合は、「発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」出席停止の措置を取っています。この期間は通常の欠席から除外するため、医師が作成した「学校感染症証明書」を提出していただいておりますが、令和元年度より、医療機関と保護者への負担軽減や再受診時の感染防止の目的で、インフルエンザに関しては「医師作成の書類は原則不要とする」ということになりました。つきましては、インフルエンザに罹患した場合は、「インフルエンザ罹患申出書」に保護者が日時等を記入していただき、インフルエンザに罹患したことを証明できる書類（診療報酬領収書、明細書及び処方薬説明書等）の写しを添えて提出をお願いします。インフルエンザで欠席される場合は、下記の通りをお願いします。その他の感染症については、これまで通り「学校感染症証明書」を医師に記入してもらい、学校まで提出をお願いします。

1. インフルエンザと診断された時点で、必ず学校に連絡をお願いします。(0735-62-0004)
2. インフルエンザに罹患したことを証明できる書類の提出
診療報酬領収書、明細書や処方薬取扱説明書等の写しをインフルエンザ罹患申出書と一緒に提出ください。
3. 提出時期
原則登校時に提出をお願いします。
困難な場合は、後日でもかまいません。
4. その他
今回配布いたしました「インフルエンザによる罹患申出書」はそのままお使いいただけますので、保管をお願いします。必要時にご使用ください。紛失された場合は、学校に用意しておりますので、担任か保健室までご連絡ください。また、学校ホームページからもダウンロードできます。

※出席停止の対象となる感染症は、以下の通りです。従来の学校感染症証明書をご利用ください。

百日咳・麻しん（はしか）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・風しん・水痘（水ぼうそう） 咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、その他の感染症等
--

「感染性胃腸炎」や「マイコプラズマ肺炎」は、特に出席停止の指定はされていません。原因がノロウイルスということが明らかで、重症の場合や集団感染の場合等は、出席停止の対象になることがあります。